

平成 22 年 1 月 20 日
株式会社日本政策金融公庫

日本航空等の会社更生手続き開始の申し立てについて

昨日（1 月 19 日）、日本航空等（㈱日本航空、㈱日本航空インターナショナル及び㈱ジャルキャピタル）の会社更生手続き開始の申し立てがありました。当公庫との関連は以下のとおりです。なお、その取扱いについては、今後、会社更生手続きの中で詰められていくこととなります。

1. 当公庫の日本航空等関連の与信には、①危機対応円滑化業務による㈱日本政策投資銀行の㈱日本航空向け融資に係る損害担保、並びに②国際協力銀行による融資・保証があります。
2. このうち、損害担保については、㈱日本政策投資銀行の㈱日本航空向け融資残高 670 億円に補てん割合 8 割を乗じた 536 億円が、当公庫による補てんの対象となりますが、今後、日本航空等の更生計画の中で確定する債権カット率に応じて、最終的な当公庫の負担額が決まることとなります。
3. 他方、国際協力銀行による㈱日本航空及び㈱日本航空インターナショナル向け融資・保証については、本年 1 月 19 日時点で、融資残高 192 億円、保証残高 1,307 億円ですが、これら融資・保証残高の全額につき担保が付されております。

また、国際協力銀行は、このほか、日本航空等向け航空機リースに関連する融資・保証を行っており、同日時点で、融資残高 194 億円、保証残高 1,848 億円ですが、日本航空等の事業再生計画においては、リース料の支払いは継続するとされています。

以 上